

第一号議案

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部改正について

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月二十日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部を改正する規則

(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

(大分県教育委員会が保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正)

第二条 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十四年大分県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日(令和三年七月三十日)から施行する。

提案理由

公益財団法人暴力追放大分県民会議の名称が変更されたことに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

○大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（条例第七条の実施機関が定める警察職員等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 条例第七条第一号ニの実施機関が定める法人は、<u>公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター</u>とする。</p> <p>第三条の二～第十二条（略）</p> <p>第一号様式～第十二号様式（略）</p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（条例第七条の実施機関が定める警察職員等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 条例第七条第一号ニの実施機関が定める法人は、<u>放</u>大分県民会議とする。</p> <p>第三条の二～第十二条（略）</p> <p>第一号様式～第十二号様式（略）</p>

○大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（条例第十五条の実施機関が定める警察職員等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 条例第十五条第二号二の実施機関が定める法人は、<u>公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第四条～第十四条（略）</p> <p>第一号様式～第十八号様式（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>（条例第十五条の実施機関が定める警察職員等）</p> <p>第三条の二（略）</p> <p>2 条例第十五条第二号二の実施機関が定める法人は、<u>公益財団法人暴力追放大分県民会議</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第四条～第十四条（略）</p> <p>第一号様式～第十八号様式（略）</p>

## 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則等の一部改正について

### 1 改正する教育委員会規則

- (1) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成13年大分県教育委員会規則第4号）
- (2) 大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成14年大分県教育委員会規則第12号）

### 2 改正の理由等

#### (1) 改正に係る規定

大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）で規定する非公開情報のうちの個人情報については、知事が調査権等を有する法人の役職員の職・氏名及び職務遂行に係る情報は公開することとされているが、「実施機関が定める法人」の役職員の氏名は、非公開とされている（大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）においても、同様である。）。

現在、上記1の教育委員会規則において、「実施機関が定める法人」として、「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を規定している。

#### (2) 改正の理由

法人の名称が次のとおり変更されたことに伴い、規定を整備するもの。

（変更前）「公益財団法人暴力追放大分県民会議」

（変更後）「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」（令和3年6月23日変更）

#### ※ 名称変更の理由

当該法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）で規定する「都道府県暴力追放運動推進センター」として指定されているところ、全国で「県民会議」の名称を使用している同センターは当県を含め6県と少ない状況であり、法人の名称を同法の指定の名称に沿ったものに変更することにより、県民に暴力追放運動推進センターの存在及び業務内容の周知を図るため

### 3 改正の内容

「公益財団法人暴力追放大分県民会議」を「公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター」に改める。

- ※ 上記1(1)の教育委員会規則第3条第2項  
上記1(2)の教育委員会規則第3条の2第2項

### 4 施行期日

公布の日（令和3年7月30日）

- ※ 知事部局の規則等も同様の改正がなされ、県全体として1つの県報でまとめて公布する予定。

## ○ 条例参照条文

## ○ 大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）（抜粋）

（公文書の公開義務）

第七条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ &lt;略&gt;

ニ 当該個人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条第三項の規定に基づき知事が調査権等を有する法人（実施法人を除く。）の役員又は職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（ホにおいて「法人役員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該役員又は職員の職及び氏名（実施機関が定める法人の役員又は職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ &lt;略&gt;

## ○ 大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）（抜粋）

（個人情報の開示義務）

第十五条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報の全部又は一部が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

一 &lt;略&gt;

二 開示請求者（第十三条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下この号及び第四号、次条第二項並びに第十九条第一項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ～ハ &lt;略&gt;

ニ 当該個人が地方自治法第二百二十一条第三項の規定に基づき知事が調査権等を有する法人の役員又は職員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（ホにおいて「法人役員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該役員又は職員の職及び氏名（実施機関が定める法人の役員又は職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ &lt;略&gt;

三～八 &lt;略&gt;